

# 法務局からのお知らせ

会員各位

平成17年2月25日

静岡県司法書士会浜松支部  
支部長 前田 巧

本年4月1日の「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」、「豊岡村」の合併に伴い、登記事務を取扱う管轄法務局（登記所）が次のとおり変更になりますのでお知らせします。

## お 知 ら せ

静岡地方法務局より下記通知がありましたので、お知らせ致します。

記

関係団体御中

平成17年2月15日

静岡地方法務局総務課長

磐田市、福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村  
の合併に伴う登記事務について（お願い）

平素、当局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年4月1日に予定されている磐田市、福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村の合併に伴い、豊岡村内に本店、支店を有する会社・法人等の登記事務を取扱う管轄登記所が当局天竜出張所から当局磐田出張所に変更となります。

つきましては、別紙窓口用チラシを送付しますので、貴管下各機関への周知方につきまして、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 本年4月1日から、「豊岡村」の会社・法人の登記事務を取扱う管轄法務局が、静岡地方法務局磐田出張所に変更になります。  
なお、会社・法人の本店、主たる事務所及び役員住所は、法務局において職権で「磐田市」に修正しますので、変更の登記をする必要はありません。

- 2 市町村合併前に、類似商号を確認して、合併後に新しい磐田市内に会社設立登記をするとき、又は、会社の商号・目的変更登記をするときには、「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」及び「豊岡村」の会社等についての、「同一又は類似の商号」は静岡地方法務局磐田出張所、又は、天竜出張所に備え付けの商号見出簿を調査して、登記申請をすることになります。

なお、合併後に「同一又は類似の商号」を確認するときは静岡地方法務局磐田出張所においてすることになります。

- 3 土地・建物等の不動産の登記事務を取扱う管轄の法務局は、従来どおり、静岡地方法務局磐田出張所及び天竜出張所を取り扱います。
- 4 土地・建物登記簿の所在及び登記簿に登録された所有者、又は抵当権者等の住所は「磐田市」に変更されたものとみなされます。

※詳しいことは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門 [TEL(054)-254-3555(代表)]  
静岡地方法務局磐田出張所 [TEL(0538)-32-2618(代表)]  
静岡地方法務局天竜出張所 [TEL(0539)-25-2068(代表)]

# 法務局からのお知らせ

## 磐田市、福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村の合併に伴う登記事務について

「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」及び「豊岡村」が合併する平成17年4月1日からの登記事務の取扱いについて、お知らせします。

### 1 登記管轄

Q. 不動産（土地・建物）の登記の管轄に変更がありますか。  
A. 変更はありません。今までどおり、「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」の土地・建物の登記は静岡地方法務局磐田出張所で、「豊岡村」の土地・建物の登記は静岡地方法務局天竜出張所で取扱うこととなります。

Q. 会社・法人の登記の管轄に変更がありますか。  
A. 変更があります。合併に伴い「豊岡村」の会社・法人の登記は、静岡地方法務局磐田出張所で取扱うこととなります。

### 2 不動産（土地・建物）登記関係

Q. 公図の閲覧や登記簿謄本等の交付請求の方法に変更がありますか。  
A. 変更はありません。不動産（土地・建物）の登記簿謄本等は、今までどおり、「磐田市」、「福田町」、「竜洋町」、「豊田町」は静岡地方法務局磐田出張所に、「豊岡村」については天竜出張所に請求することとなります。

Q. 不動産（土地・建物）の登記簿の所在を変更する必要がありますか。  
A. 変更する必要はありません。土地・建物の登記簿の所在は、不動産登記法により「磐田市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

Q. 不動産（土地・建物）の登記簿に登録された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所変更の手続きはどのようにすればよいのですか。  
A. 不動産登記法により「磐田市」に変更されたものとみなされますので、変更の登記をする必要はありません。

なお、「磐田市」に変更を希望される方は、「登記名義人表示変更登記申請書」に磐田市で発行する証明書を添付して登記申請をしていただくこととなります。

Q. 前記「登記名義人表示変更登記申請書」の登録免許税額を教えてください。  
A. 登録免許税額は非課税（無料）です。「登記名義人表示変更登記申請書」は、不動産を管轄する法務局（登記所）に提出して下さい。

なお、「登記名義人表示変更登記申請書」の用紙は、静岡地方法務局磐田出張所及び天竜出張所に備え付けてあります。

Q. 不動産（土地・建物）の所有者が保有する登記済証（「権利書」と言われています。）の住所変更等の手続きは必要ですか。  
A. 登記済証の内容については、変更することではありません。そのまま有効ですので、大切に保管して下さい。

### 3 会社・法人の登記関係

Q. 印鑑証明書や登記簿謄本等の交付を請求する方法は変更になりますか。  
A. 変更になります。合併後の「豊岡村」の会社・法人の印鑑証明書や登記簿謄本等は静岡地方法務局磐田出張所に請求していただくこととなります。

Q. 合併に伴う会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所の変更登記の手続きはどのようになるのですか。  
A. 法務局において職権で「磐田市」に修正をしますので、変更登記の手続をする必要はありません。

Q. 合併に伴う類似商号（磐田市内に同一目的の類似する商号の会社は認められない。）の取扱いはどうなるのですか。  
A. 合併以降に会社設立、商号変更及び目的変更をする場合は、類似商号禁止の規定の適用がありますので御注意をお願いします。

※ 詳しいことは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門

TEL (054) - 254 - 3555 (代表)

静岡地方法務局磐田出張所

TEL (0538) - 32 - 2618 (代表)

静岡地方法務局天竜出張所

TEL (0539) - 25 - 2068 (代表)